

所得税と町・県民税の申告受付が始まります

2月16日(月)～3月16日(月) (土日祝日を除く)

申告を忘れたり、誤った申告をすると、加算金や延滞金を課せられる場合があります。また、「所得証明書」や「納税証明書」等の発行ができなくなることで、各種保険料(税)・保育料・福祉関係の手当等の算定が困難になることが想定されます。ご不明な点は、税務署もしくは役場税務会計課までお問い合わせください。

◆確定申告
東松山税務署 TEL 0493-22-0990
(自動音声案内で「2」の番号を選択)

◆町・県民税申告
税務会計課課課税係 TEL 54-5028

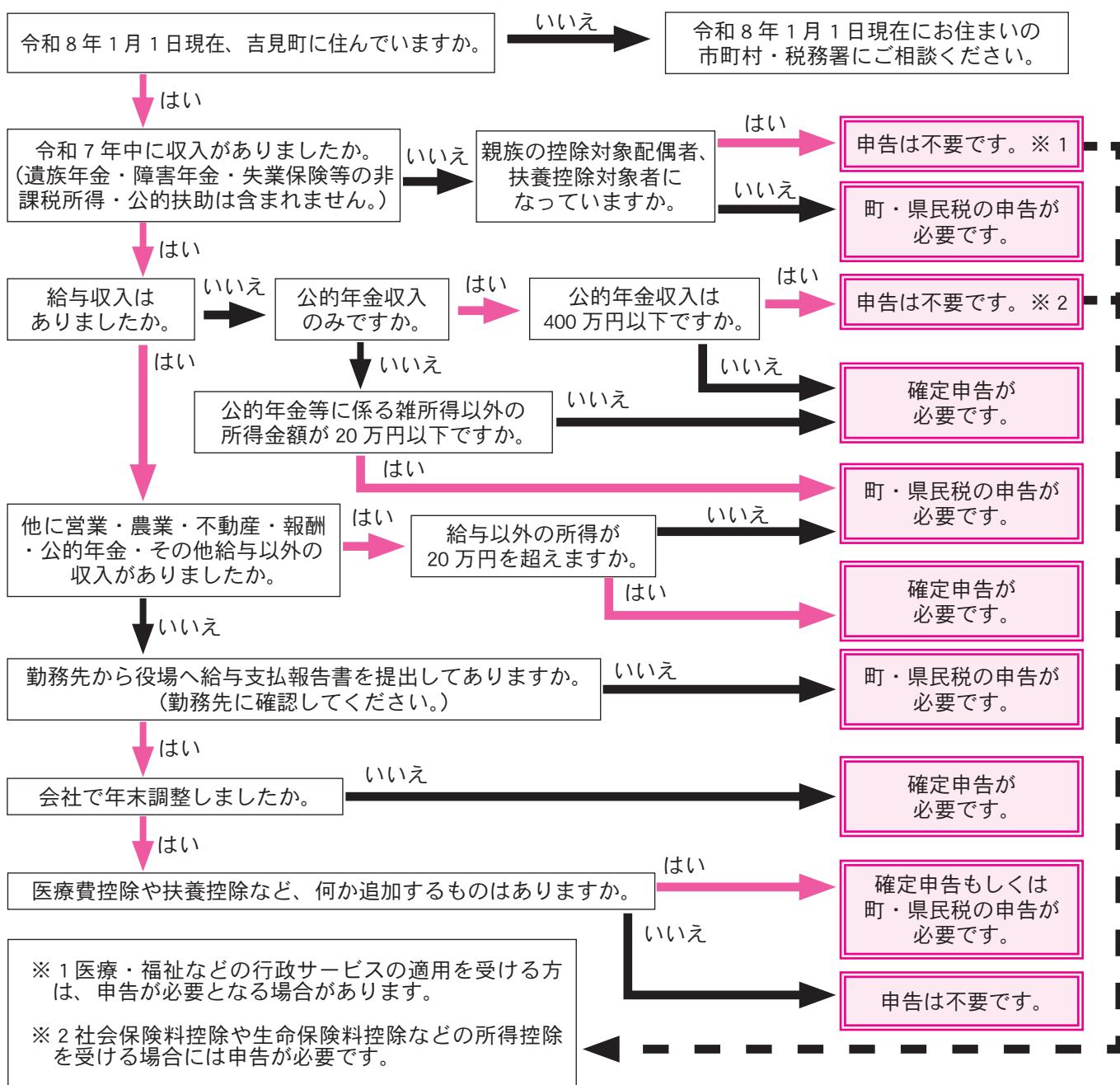
STEP1 申告対象チェック

～ご自身が申告対象か確認してください～

※ケースによっては、下記チャートに当てはまらない方もいます。

※還付申告を受ける場合は、確定申告が必要です。

※年末調整していても源泉徴収票が複数ある場合には、申告が必要です。



◆次のいずれかに該当する方は、町・県民税の申告は必要ありません。

- ・令和7年分の所得税の確定申告をした方
- ・年末調整を受けた給与所得以外の所得がない方
- ・公的年金収入のみで、社会保険料控除や生命保険料控除などの所得控除の追加がない方
- ・吉見町在住の親族の税法上の扶養になっている方(還付申告などを除く)

◆令和8年度から適用される税制改正について

- 所得税の基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の最低保障額の引き上げ
- 大学生年代の子の親への特別控除の創設



▲町 HP

STEP2 申告方法 自宅からでも可能です

確定申告は便利な e-Tax・スマホ申告をご利用ください

◆自宅で作成し、送信または郵送で提出

○インターネット(e-Tax)を利用して申告する場合
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」
より申告書を作成してください。

マイナポータルとe-Taxを連携(マイナポータル連携)すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費の領収書や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出・保存も不要となり便利です。



源泉徴収票などの内容を画面の案内に
そって入力するだけで、簡単に申告書
が作成できます。

▲作成コーナー

◆会場で申告

吉見町役場および東松山市民文化センターで申告受付を行います。

STEP3 準備チェック 書類をそろえる

- 「マイナンバーカード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」の原本
 - 税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがきや利用者識別番号がわかる書類
 - 所得のわかる書類(源泉徴収票、支払調書などの原本)
 - 事業(農業、営業など)および不動産所得がある方は、収支内訳書^{※1}
 - 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書^{※2}
 - 社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除などの控除関係の証明書
 - 寄附金控除を受ける方は、寄附金の領収書または受領証明書(ワンストップ特例制度を受けている方も含む)
 - 振込先(金融機関名、支店、口座番号)がわかるもの
 - その他、必要と思われる書類(障害者手帳など)
- ※1、※2については、ご自宅等で必ず事前に作成し、申告会場にお越しください。
- ※医療費控除は支払った医療費が戻るわけではありません。
- ※収支内訳書等については、国税庁のホームページからダウンロードできます。また、コンビニエンスストア(ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ローソン)に設置されているマルチコピー機で印刷が可能です。



▲国税庁 HP

◆介護認定を受けている方の控除について

●障害者控除対象者認定書

65歳以上で寝たきりなどの状態にあり、12月31日現在、介護保険の要介護認定を受けている場合、障害者手帳がなくても障害者控除の対象となる場合があります。

●おむつ代の医療費控除について

通常、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、介護認定時の資料で一定の要件が確認できた場合に限り、町が交付する証明書に代えることができます。

認定書・証明書の発行に関してはお早めにご相談ください。

問い合わせ

長寿福祉課 福祉係 63-5012

介護保険係 63-5013

STEP4 日程と会場

◆次に該当する方は、東松山市民文化センター会場へ（吉見町役場の会場では申告受付できません）

- ・土地建物や株式などの譲渡所得
- ・住宅借入金等特別控除（1年目）
- ・雑損控除
- ・過年度分（令和6年分以前）の所得税の確定申告
- ・青色申告、損失申告
- ・利子、配当、退職所得
- ・消費税の確定申告
- ・上記以外で複雑な内容の申告

吉見町役場申告受付 ◆受付時間 9:00～11:00 13:00～15:30 ◆会場 3階大会議室

◆注意事項

※申告期間中、1階税務会計課窓口で受付・申告相談はできません。

※午前中の定員は **60名** です。定員に達した場合は受付終了となりますので、ご了承ください。



また、必要に応じて受付状況を町SNSで発信いたします。事前のご登録をおすすめします。▲公式X

▲公式LINE

※対象地区の受付日程で都合がつかない場合は、都合の良い日（受付期間内）に申告してください。

受付日	対象地区（行政区）
2月16日(月)	下細谷
2月17日(火)	久保田・吉見ヶ丘
2月18日(水)	江綱・前河内
2月19日(木)	大串
2月20日(金)	八反田・根古屋・流川・江口
2月24日(火)	久米田・御所・観音・黒岩・御所団地
2月25日(水)	和名・山ノ下・長谷・六ノ谷
2月26日(木)	田甲・前山
2月27日(金)	天王山・学校前・ひばりヶ丘・南吉見団地
3月2日(月)	たつみ平・さくら台・新吉見・松ノ平

受付日	対象地区（行政区）
3月3日(火)	日向山・湖畔・みどりヶ丘
3月4日(水)	地頭方・上砂・中曾根・松崎
3月5日(木)	本沢・上細谷・小新井・中新井
3月6日(金)	今泉・明秋・一ツ木
3月9日(月)	飯島新田・江和井・ニュータウン江和井
3月10日(火)	久保田新田・高尾新田・蓮沼新田・古名新田・蚊斗谷・古名・丸貫・北下砂
3月11日(水)	大和田・谷口・上銀谷・下銀谷・万光寺・荒子
3月12日(木)	東野一丁目～六丁目・新道
3月13日(金)	予備日
3月16日(月)	予備日

申告期間中は会場内が大変混み合います。ご自宅から申告できる便利なe-Tax・スマホ申告をぜひご利用ください。

東松山市民文化センター申告受付

◆受付時間 9:00～16:00

◆会場への入場 整理券が必要です。

①国税庁LINE公式アカウント

から事前に取得



②確定申告会場での当日配付

※配布状況により16:00前でも受付を終了する場合があります。

※マイナンバーカードによるスマホ申告が基本です。

パスワード（①署名用電子証明書用（英数字6～16文字）、②利用者証明用電子証明書用（数字4桁）が分かるようにしてお越しください。

◆画面による申告書等の提出

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受印付印の押なつを行っておりません。提出年月日は、ご自身で記録・管理をお願いします。

※e-Taxをご利用いただくと、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

申告関連情報

《e-Tax・作成コーナーの操作等にお困りの方》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」

TEL 0570-01-5901

受付 月曜日～金曜日

(休祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く)

《チャットボット（ふたば）に質問する》

チャットボット（ふたば）では、AI を活用して自動で回答を表示します。

○質問方法

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力
- 相談可能税目等について
- ・所得税の確定申告
- ・消費税の確定申告／インボイス制度
- ・贈与税の申告（R8.2 上旬～）
- ・e-Tax、確定申告書等作成コーナーの操作方法
- ・年末調整

※「年末調整」の利用可能時間は、10 月上旬頃から翌年 1 月下旬までとなります。



▲チャットボットは
こちらから

《タックスアンサーを利用する》

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・分野から探す
- ・一覧から探す



▲タックスアンサーは
こちらから

《電話で解決》

国税相談専用ダイヤル

TEL 0570-00-5901

受付時間 平日 8:30～17:00

(休祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く)

音声案内に沿って、次の「1」～「6」を選択します。

- 「1」所得税
- 「2」源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」法人税
- 「5」消費税、印紙税
- 「6」その他

・国税に関するご相談については、各国税局に設置する「電話相談センター」において、国税局の職員等がお答えしています。

・相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。

・税務署又は業務センターからのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署又は業務センターへお問い合わせください。

・上記ナビダイヤルをご利用になれない方は、所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択した後、上記「1」～「6」を選択してください。

※確定申告期には、最初に「0」（確定申告に関する問い合わせ）を選択する音声案内が流れます。

《国税庁ホームページや電話で解決できないとき》

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談や、納付に関する相談については、所轄の税務署において面接相談を受け付けています。

面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類等をお伝えする必要があることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいている。

※申告書等の提出や納税証明書の交付請求、納付に関する手続については、事前予約は不要です。

東松山税務署へお問合せください。

TEL 0493-22-0990(音声案内「2」を選択)